平成３０年（フ）第１号
佐賀県伊万里市脇田町342番地２　岩栗ケ丘団地３棟42号
債務者　中野加奈子
１　決定年月日時　平成30年１月10日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月14日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２９年（フ）第１８号
大分県佐伯市蒲江大字竹野浦河内292番地１
債務者　後藤　健治
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第２１号
大分県佐伯市蒲江大字葛原浦277番地
債務者　鈴山　光代
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月15日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
福島市笹谷字大谷地19番地の４
債務者　草苅　　栄
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
福島地方裁判所

平成２９年（フ）第２５７号
茨城県つくば市花畑１丁目８番地51　筑波大橋ハイム210号
債務者　雨貝　教子（旧姓川島）
１　決定年月日時　平成30年１月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第３２０号
山梨県甲斐市玉川1554番地10
債務者　依田　明美
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２３号
山梨県甲府市千塚５丁目11番13号　ＦＯＣＡＴＯ１号
債務者　浅村由美子
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２５号
山梨県中央市東花輪183番地７　ハイツ有田Ｅ、前住所山梨県笛吹市石和町唐柏431番地６
債務者　瀧澤　久明
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３２７号
山梨県韮崎市下祖母石2086番地１　市営祖母石住宅Ｈ棟３号
債務者　中山　宏樹
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０１２号
愛知県春日井市勝川町８丁目８番地１　大東山ビル205号
債務者　大澤　　誠
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０１６号
名古屋市名東区高針３丁目203番地　ＫＡＴＯコーポ107号
債務者　谷口　　将
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１３３号
福岡県飯塚市新飯塚22番31号　パラシオ新飯塚Ａ棟201号
債務者　浦田　珠希
１　決定年月日時　平成30年１月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２９年（フ）第１４２号
青森県八戸市江陽１丁目８番23号　角田住宅、前住所埼玉県狭山市大字東三ツ木344番地３　ヴェルハウスＢ－102
債務者　小林　竜也
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１８１号
青森県八戸市湊高台６丁目１番５号　グリンパーク湊高台Ⅱ２号棟102号室
債務者　中村　大介
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第１８２号
青森県八戸市石堂１丁目11番20号　サンアルストロメリアＢ201、前住所岩手県盛岡市津志田中央３丁目22番71－301号
債務者　坂本　直樹
１　決定年月日時　平成30年１月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第５００号
仙台市宮城野区蒲生字前通11番地の３
債務者　阿部　智博
１　決定年月日時　平成30年１月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年３月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係